

猟銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る申請者の負担を軽減するための措置に関する事務処理要領の制定について

平成26年4月16日例規（風）第22号

千葉県警察本部長

[沿革] 平成28年10月例規（風）第45号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成26年5月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

猟銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る申請者の負担を軽減するための措置に関する事務処理要領

## 第1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）に基づく猟銃又は空気銃の所持許可等の手続を行う申請者の負担を軽減するため、郵送による手続を希望する者及び代理人による手続を希望する者を対象とした措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 郵送による手続

次の1から8までに掲げる手続について、それぞれに定めるところにより、希望者に対し、郵送により行うことができる。

### 1 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）の受講の申込み（法第5条の3第1項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条）

- (1) 講習会について、受講希望者からの電話による受講申込みの予約は、住所地を管轄する署（以下「管轄署」という。）において受け付けるものとする。
- (2) 予約を受け付けた管轄署は、初心者講習会（現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持していない者に対して行うものをいう。）については、生活安全部風俗保安課（以下「主管課」という。）に、経験者講習会（現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対して行うものをいう。）については、開催地を管轄する署（千葉市内で開催する場合は主管課とする。）に対し、受講が可能か否かを確認すること。
- (3) 管轄署は、前(2)の確認の結果、受講が可能である場合は、銃砲関係講習会電話予約受付簿（別記第1号様式）に記載するとともに、受講希望者に対し、猟銃等講習受講申込書（規則別記様式第19号に当該受講希望者の写真を貼付したもの。以下「申込書」という。）を速やかに管轄署に郵送するよう指示すること。この際、手数料については、千葉県収入証紙（以下「収入証紙」という。）を申込書の所定の位置に貼付させる方法により納入させること。
- (4) 当該講習会において使用する教本（以下「教本」という。）の郵送希望者に対しては、郵送に必要な額の郵便切手を貼付した封筒（本人の住所、郵便番号及び氏名を記載したもの。以下「送付用封筒」という。）を同封の上、講習会開催日の10日前（閉庁日であるときは、次の開庁日）までに管轄署に送達されるよう申請者に指示すること。この場合、講習会開催日の10日前の日が閉庁日であるときは、次の開庁日までとする。
- (5) 前記(3)及び(4)により郵送された申込書等が到達した場合は、送付用封筒に教本及び猟銃等講習通知書（千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和56年千葉県公安委員会規則第4号）別記第7号様式。以下「通知書」という。）を入れ、受講希望者に郵送すること。
- (6) 来署による受講申込みが行われた場合において、教本及び通知書の郵送を希望するときは、前記(4)及び(5)に準じて取り扱うこと。

なお、送付用封筒は持参又は郵送のいずれかにより受領すること。

### 2 教習資格認定証の交付（法第9条の5第2項）、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請（火取法第17条第1項及び第50条の2第1項並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）第3条第1項）及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付（火取

法第17条第4項及び第50条の2第1項)

- (1) 射撃教習を受ける資格(以下「教習資格」という。)の認定の申請(法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の許可を受けていない者に限る。)に際しては、教習資格認定証(以下「認定証」という。)の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証(以下「譲受許可証」という。)の交付に係る一連の手続を郵送により行うことを希望するか否かを確認し、郵送希望者に対し、別に定める手続の流れを説明する書類、猟銃用火薬類等譲受許可申請書(猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令別記様式第2号)の様式及び当該申請書の記載要領を交付すること。
- (2) 郵送希望者に対し、教習資格の認定を行ったことを電話により通知する際に、猟銃用火薬類等譲受許可申請書を管轄署に郵送するよう指示すること。この際、当該申請に係る手数料については、収入証紙を申込書の所定の位置に貼付させる方法により納入させ、また、認定証及び譲受許可証を返送するための簡易書留による郵送に必要な額の郵便切手を貼付した封筒(本人の住所、郵便番号及び氏名を記載したもの。以下「書留用封筒」という。)を同封させること。
- (3) 認定証を郵送する場合において、当該認定証に記載する交付年月日は、申請者に教習資格の認定を行ったことを電話により通知した日とするが、当該認定証は、直ちに申請者に送付することなく、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請が行われるまでの間、管轄署において保管すること。
- (4) 前記(2)により猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請が行われたときは、前(3)により管轄署において保管していた認定証を申請者から提示されたものとして取り扱うこと。
- (5) 猟銃用火薬類等の譲受けを許可したときは、書留用封筒に認定証及び譲受許可証を入れ、簡易書留により申請者に郵送すること。

3 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講の申込み(法第5条の5第1項及び規則第26条)及び技能講習通知書の交付(法第5条の5第1項、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第21条第1項及び規則第27条)

- (1) 受講希望者からの電話による受講申込みの予約は、管轄署において受け付けるものとする。
- (2) 管轄署は、予約を受け付ける際に、主管課に対し、受講が可能か否かを確認すること。
- (3) 管轄署は、前(2)の確認の結果、受講が可能である場合は、銃砲関係講習会電話予約受付簿に記載するとともに、受講希望者に技能講習受講申込書(規則様式第25号)及び送付用封筒を速やかに管轄署に郵送するよう指示すること。この際、手数料については、収入証紙を技能講習受講申込書の所定の位置に貼付させる方法により納入させること。
- (4) 前(3)により送付された技能講習受講申込書が到達した場合は、送付用封筒に技能講習通知書を入れ、受講希望者に郵送すること。

4 技能講習修了証明書の交付(法第5条の5第2項)

- (1) 管轄署は、受講希望者から受講申込みを受け付ける際に、技能講習修了証明書(以下「証明書」という。)は郵送で受け取ることができること及び講習の課程を修了したことの通知を受けた後に書留用封筒を提出する必要があることを説明すること。
- (2) 証明書を郵送する場合には、交付年月日を、当該証明書の発送日とすること。

5 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付(法第7条第1項)

- (1) 猟銃又は空気銃の所持許可(以下「所持許可」という。)の申請があった際に、現に当該銃の所持許可を受けていない者が新たに交付を受ける猟銃・空気銃所持許可証(以下「所持許可証」という。)の交付については、郵送手続によることができること及び所持許可の通知を受けた後に書留用封筒を提出する必要があることを説明すること。
- (2) 申請者に対し、所持許可の通知を行う際には、郵送手続による所持許可証の交付を希望するか否かを確認し、郵送希望者には書留用封筒を管轄署に郵送するよう指示すること。
- (3) 所持許可証を郵送する場合には、交付年月日を、当該所持許可証の発送日とし、書留用封筒に所持許可証を入れ、簡易書留により申請者に郵送すること。また、猟銃・空気銃所持許可証番号交付簿(銃砲刀剣類関係事務の取扱いに関する訓令別記第32号様式)に所持許可証に記載した交付年月日及び郵送手続による交付であることを記載すること。

6 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請(法第5条の3第3項及び規則第22条)

- (1) 講習修了証明書の書換えは、講習修了証明書等書換申請書(規則別記様式第21号)、書換えの対

象となる講習修了証明書及び住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）並びに送付用封筒を管轄署に郵送させる方法により受理し、書換え後、送付用封筒に当該講習修了証明書を入れ、申請者に郵送すること。

(2) 講習終了証明書の再交付は、講習修了証明書等再交付申請書（規則別記様式第22号）を管轄署に郵送させる際に送付用封筒を同封させる方法により受理し、送付用封筒に主管課から受領した再交付のための講習修了証明書を入れ、申請者に郵送すること。

7 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法第5条の5第3項及び規則第29条）

(1) 技能講習修了証明書の書換えは、前記6（1）の規定を準用する。

(2) 技能講習修了証明書の再交付は、前記6（2）の規定を準用する。

8 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請（法第9条の5第4項及び規則第56条）

(1) 教習資格認定証の書換えは、前記6（1）の規定を準用する。

(2) 教習資格認定証の再交付は、前記6（2）の規定を準用する。

### 第3 代理人による手続

1 前記第2の1から8まで掲げる手続については、代理人による手続をすることができる。

2 代理人が手続を行う場合には、委任状（別記第2号様式）の提出を求めるとともに、運転免許証、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、国民健康保険等の被保険者証、旅券その他の代理人本人であることを確認するための書類（以下「本人確認書類」という。）又はその写しを提出させること。

3 委任状は、代理人により行おうとする手続ごとに作成させ、提出された委任状及び本人確認書類の写しは、申請書等とともに保管すること。

### 第4 補正

郵送による手続により受理した申請書等に不備があった場合は、申請者に電話等で確認することにより補正措置を行うこと。

### 第5 留意事項

1 郵送による手続を利用する場合には、送付用封筒又は書留用封筒を提出する必要があることを、申請者等へ明示すること。

なお、郵送による手続に必要な費用は郵送希望者に負担させること。

2 郵送による手続と代理人による手続は、申請者等の希望により、これを併用することができる。

3 郵送により署に到達した申請書類等を警務課（執務時間外に到達した場合は、当直）から受領する際は、特殊送付物配布簿（千葉県警察の文書に関する訓令（平成20年本部訓令第22号別記第2号様式）の「収受者印欄」に生活安全課許可等事務担当者が受領印を押し、その経緯を明らかにしておくこと。

### 第6 その他

この要領に定めるもののほか、郵送及び代理人による手続の取扱いに関し、必要な細則的事項は、別に定める。

以下別記等省略